

就職・求職活動中の皆さんへ

南富良野町で暮らし、
南富良野町で働く若者世代を応援

あなたの
奨学金の返還を
お手伝いします！

奨学金 返還支援事業

地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、町内に定住し、南富良野町内の事業所に就職する方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返還に係る費用の一部について助成します。



最大 10年間で240万円

(月額2万円上限)



●対象者

大学や高等学校等を卒業した35歳未満の方で、南富良野町に居住し、南富良野町内の事業所等で働く方や個人事業主など

お申込み・お問合せは下記担当まで

南富良野町役場企画課 企画振興係

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地

Tel : 0167-52-2115 Fax : 0167-52-2922

Mail : kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp

⇒南富良野町HP⇒



●助成金の申請から交付までの流れ



必要に応じて、「変更申請書」を提出いただく場合があります。

助成期間は最長 120 月間（10 年間）ですが、助成金の手続きは、年度ごとに必要です。

●助成金の交付申請・実績報告に必要な書類

- 奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第 1 号）
- 大学等を卒業したことを証する書類の写し
- 奨学金の貸与を証する書類の写し
- 奨学金返還の事実を証明するものの写し（領収書等）
- 町内事業所等に雇用されている方は雇用証明書（様式第 2 号）及び雇用保険被保険者証の写し
- 事業を営んでいる方・その事業に専ら従事する方は、営業証明書、確定申告書、登記簿等

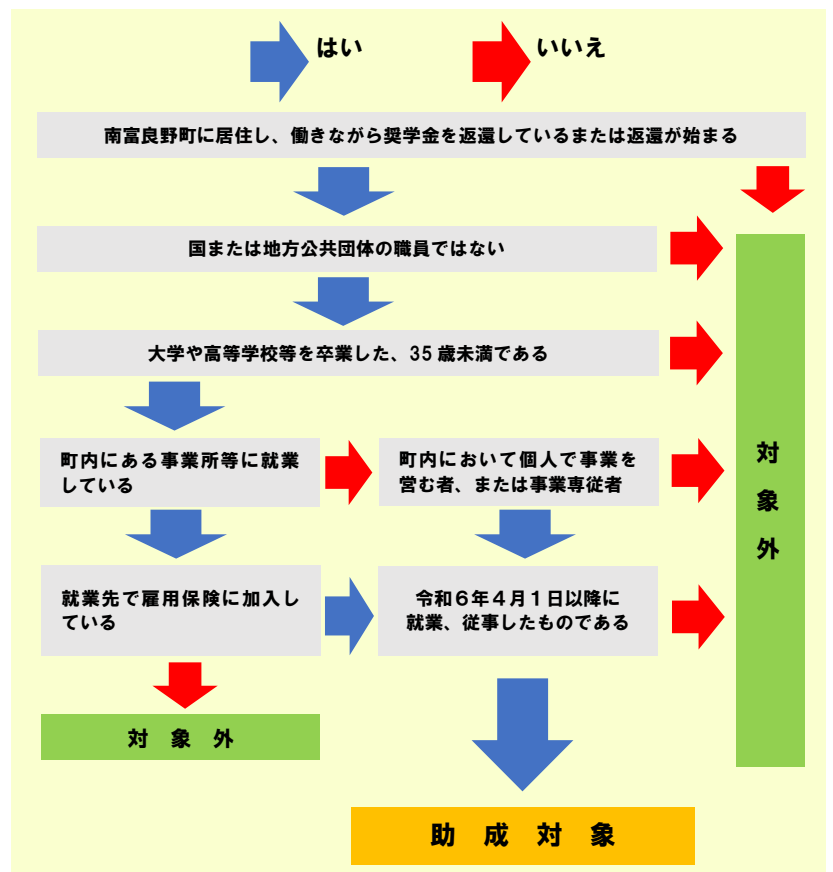
●助成金の額

最大 240 万円(120 月×2 万円)

助成金の額は、助成金の交付を申請する会計年度内に返還する奨学金の額となります。(1,000 円未満切り捨て)

ただし、助成金の交付対象期間の月数に 2 万円を乗じて得た額がその年の限度額となります。

※繰上げ返還等による奨学金の返還額は、助成対象金額には含まれません。



●助成金の交付イメージ

例：4 月採用・10 月から返還開始の場合

	助成金	助成対象期間（月数）
1 年目	1 2 0, 0 0 0 円	10 月～3 月（6 カ月間）
2～10 年目	2 4 0, 0 0 0 円	4 月～3 月（12 カ月間）
11 年目	1 2 0, 0 0 0 円	4 月～9 月（6 カ月間）